

〔翁草 百四十二〕抑圍棋の事は、神祖好ませ給ひしに仍、京師法華宗寂光寺塔頭、本因坊筭砂と云もの、其頃碁の妙手なる故、江都へ召れ、御扶持を賜ひ、碁所に被仰付、夫より相續て安井筭知、本因坊道策など、獨歩の國手段々に出て、其道を輝す、就中道策は本因坊道悅弟子にて、小僧の時々生れながらの奇材也、其頃の名人、筭知と手相を望て、甘番碁有り、筭知に勝て、碁所に任せらる、名人を優りたれば、可稱名目なしとて、古今の名人と呼、此道始つて和漢にかゝる傑士なし、師匠道悅、他の弟子を諭して、必道策を學ぶべからず、渠は古今傑出の者にて、靈妙有り、普通の人を學ば、究て邪路に入なんと戒たり、是寛文元祿中也、右之外、井上因碩、林門入など、皆碁家に仰付られ、各勵て、碁所に成ん事を願ふ、碁所になれば、殘る碁家の者共を始、此道に携る者、皆碁所の支配にて、道の事に於て、何に不依違背する事ならず、碁所は御紋の時服を被下、去れども、急度御目見以上、の格にも非ず、格外なるもの也、今の本因坊察元、井上因碩中名人と手相を願ひて、之を遂て當時の名人、碁所に任せらる、享保年間、本因坊道知死して、後名人絶て、井上因碩漸く半名人にて、有しを、察元志を勵して、竟に碁所を復せり、本因坊は、元祖以來代々經ても、住居は京都、召に仍て在府の格にて、御宛行は、今以京二條御藏を渡る、安井、井上、林の三人は、東武御藏にて、御宛行を被下也。

〔因云碁話 十三〕安井筭哲が事

十一歳の時、榊原式部大輔殿御取持にて、伏見の御城に於て、初めて權現様へ御目見仕、慶長十七年、口月、御切米二十石、六人扶持下だし置かれ、駿河へ相詰候内は、一倍十二人扶持くだし置かれ、實子御座なく、筭知義を養子に願ひ奉り候處、願の通り仰せ付られ候、筭知義、部屋住にて、相勤候處、家業相勝候に付、新規御切米二十石、在江戶中五人扶持、一倍十人扶持下だし置かれ、其の後、筭哲實子出生仕、家業相應に仕候に付、筭哲跡式、實子に下だし置かれ、二代筭哲と申、相勤め候處、天